

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和4年10月12日（水）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：山中委員長、黒川総務課長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから10月12日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

マサノさん、お願いします。

○記者 フリーのマサノです。

先週5日の議題、原子力政策に関する今後の検討事項についての運転期間について2、3確認をさせてください。

委員会の中で、2年前の委員会で既に議論をしたということでそれを維持し、利用政策の判断によるものであって、規制委は意見を申すところではないと結論したようですが、確認ですが、令和2年の見解は運転期間全般に関する見解ではなく、タイトルにあるように長期停止期間中の原発の劣化との関係に関する見解で、発端は運転停止期間が長い事業者から一定の期間を運転期間から除外してはどうかと提案されたというふうに認識しておりますが、委員長もその認識で間違いはないでしょうか。

○山中委員長 原子炉等規制法の運転期間延長認可制度についての条項でありますけれども、まず運転期間についての定めと高経年化した原子力発電所の安全性に関わる定め、この二つがセットになって規定をされております。

令和2年7月、2年前の委員会で議論いたしましたのは、様々な議論があったのですけれども、その委員会で議論したのは運転期間については利用政策側が判断することであって、委員会が意見を申すことではないという結論に至ったわけでございます。

○記者 確認ですが、後でお読みいただければありがたいのですが、あくまでこの見解は長期停止期間を運転期間から除外してはどうかということが発端で、それに対して委員会のこの見解でのいわば提案に対する回答は、停止期間中も劣化する、劣化が進展するものがあるから事業者のリクエストをいわば拒絶して、長期停止期間も除外しないという見解になっているのですね。その部分があった。それを含めて、令和2年度の見解を先日の5日の委員会で維持したということで間違いはないでしょうか。

○山中委員長 繰り返しになりますけれども、運転期間については利用政策が判断することであって、委員会が意見を申すことではないというその結論を10月5日の委員会で再度確認をさせていただいたところでございます。

○記者 確認なのですが、これでちょっと一旦止めますが、運転期間については、委員長は委員会でも、今もその利用政策、利用側の判断だと。いわば資源エネルギー庁が決めるのだというようなニュアンスで言われたと思いますけれども、見解を正確に読んでいきますと、最後の結論のところでは、運転期間40年は立法政策として定められたという言い回しで、あくまで推進側が決めるという言葉は一言も入っていないのですね。国会で決めたことだと。その点について、書いていないにもかかわらず、なぜ今おっしゃっているように利用する側が決めるのだと、その考え方は一体どこから、見解からは読み取れないのですが、どこから来ているのでしょうか。

○山中委員長 あくまでも政策側の判断でお決めいただくことであると、規制委員会は運転期間について何か意見を申す立場ではないというそういう見解でございます。

○記者 もう1点だけすみません。そうすると、一応原子力等規制法で委員会は独立してその職権を行うとあるわけなのですよね。そうすると原子炉等規制法で定めている運転期間だから推進官庁は口を出すなということ、これも原子炉等規制法第4条第2項で所管が書かれていますけれども、関係省庁の長に対して勧告ができます。

です、運転期間という原子炉等規制法で定めてきている規制について、口を出すなという勧告・忠告をすることができると思うのですがいかがでしょうか。

○山中委員長 また繰り返しになりますけれども、原子炉等規制法で運転期間延長認可制度について定められている条項については、運転期間の定めと高経年化した原子炉の安全性を確認する定め之二つから成り立っていると考えています。

その一方の運転期間についての定めについては、政策側が御判断されることであって規制委員会が判断することではないという、その結論については令和2年の7月、2年前に出た結論をずっと維持をしているということでございまして、前委員長も国会でそのような御発言をされていると思います。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

ではマスイさん。

○記者 東京新聞のマスイと言います。よろしく申し上げます。

先週5日の会見で高経年化の検査、今は10年ごと、30年を過ぎたら10年ごとで、40年で一度だけ見る認可制度が一回だけというのは大問題だとおっしゃっていたと思うのですが、その委員長が思われる問題意識を教えていただければありがたいです。

○山中委員長 先ほどからお話ししていますように、運転期間を定める規定と高経年化した原子炉の安全性を確認する定め規定がセットで関係条文の中に入っていると。

一方、その運転期間に関するものが取り除かれてしまうと、これまでどおりの規制が維持できなくなる可能性があるということで、確実に高経年化した原子力発電所の安全が維持・管理できるような規制を維持するためには、いわゆる規制の認可のタイミングと検査のタイミングと、両方をきちっと法律の中で規定していく必要があるのではない

かというふうな考えを持っております。

現状、そのまま維持しますと、40年のみの認可、そのほか10年ごとの検査ということになりますので、それだけではやはり厳正な規制と言い難いというのが私の考えです。今後規制委員会の中で様々な議論をしていくことになろうかと思えます。

- 記者 40年過ぎたら一回だけというのではなくて、もっと小まめに検査すべきだというふうなお考えということなんでしょうか。
- 山中委員長 認可するタイミングも含めて、期間も含めて再検討する余地があるのではないかというふうに考えております。これは委員会で議論すべきことかと思えますが。
- 記者 また、先週の会見でも運転期間の上限のイメージという質問がありましたけれども、例えばスマートフォンだったら2、3年、車だったら10年という大体の目安があって、これまで原子力発電所の運転期間は40年が目安と考えられてきたと思うのですけれども、それは妥当だったとお考えでしょうか。
- 山中委員長 運転期間の上限について、これは先週も会見でお話したかと思うのですが、科学技術的に何か一義的に定められるものではないというふうに考えております。非常に例えばある製品の台数が多くて、統計的に何かきちっとした寿命が定められているものであれば別ですけれども、原子炉のような台数も限られたようなもの、これについて科学的・技術的に上限を定めるというのは、私は不可能であると考えています。
- 記者 運転期間が幾らになろうとも、厳正な規制ができるようにしたいとおっしゃっていたと思うのですけれども、そのためには今後規制庁、規制委員会としてどういうことが必要なのでしょうか。
- 山中委員長 恐らく基準適合性の基準のほうについては、これまでどおりの基準で特段大きな問題はないかと思えますし、タイミングと認可の期間、あるいは検査の期間をこれから定めていくことになろうかと思えます。その基準の適合性を立証する責任があるのは事業者そのものであって、例えば60年動かしたいということであれば60年まで基準を満たした材料の性質が維持できるよというのを証明していただければいい。それを我々は確かめていくということです。
- 記者 可能な範囲で教えていただいたらいいのですけれども、これまで立法政策で運転、原則40年、最長60年というのは科学者、研究者としては余りよくなかったと思われていて今回の結論に至ったということなんでしょうか。
- 山中委員長 それは全く関係ないと思えます。運転期間については、先ほどから何度もお話ししているように政策的に判断されて決定されたものですし、我々は科学的・技術的なデータに基づいて基準適合性があるかどうかということ、事業者が出してきたデータに基づいて判断するという作業を規制の中でやっていると。これまでもこれからも恐らく変わらない。ただ、期間とかタイミングというのはこれまでと変えていかないといけない必要があるので、これから委員会で検討していくということでございます。
- 記者 質問、最後にしますけれども、先週も今週も安全性は事業者が立証する責任はあ

るというふうにおっしゃっていると思います。もしそういうふうに関制委員会が安全を確認した原子炉が災害か何かで過酷事故が起こった場合、その場合規制委の責任はあるのかないのか、どういうふうにお考えなのでしょう。

○山中委員長 就任の会見でもお話をさせていただきましたけれども、原子力に100%の安全はないということ、これは繰り返し申し上げているところでございます。

○記者 規制委に責任があるかどうかという点ではどうでしょうか。

○山中委員長 高経年化についてもそうですけれども、今ある基準適合性について十分慎重に審査をするというそういう姿勢についてはこれまでと変わりませんし、規制委の責任というのは重大であるというふうに考えています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

ではマツオさん、お願いします。

○記者 読売新聞のマツオと申します。

本日の議題の3つ目についてお伺いをしたいのですが、9月の発覚に続き今回新たに4人が検査官証ですとか査察官証、発行を受けないまま検査等を行っていたことが明らかになりました。部門によってはそういった検査官証の発行手続に関するマニュアルもなかったことが分かったようですけれども、改めて受け止めをお願いできますでしょうか。

○山中委員長 事業者に対して身分証をきちっと携帯しなさい、あるいは入退室の管理をきちっとしなさいというお話をずっとしてきて、それを求めているわけですが、規制委員会、規制庁自らそのような違反を犯すというのは言語道断であると、これはもう本当に早急に対策を取ってきちっと直していただかないといけないことであるというふうに思っていますし、私自身も反省しているところです。

今後このようなことがないように、委員の中からも改善案が幾つか出ましたけれども、できるだけ人がミスを起こさないようなシステム、許可証、検査官証にしていくということと、たとえ法改正を伴うようなものであってもできるだけ早くそういうミスのないシステムにして、個人個人がやはり責任を持って業務に当たっていただくということを取り組んでもらいたいというふうに思いますし、その辺りを本日は長官のほうに指示したところです。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

ではハシグチさん、お願いします。

○記者 NHKのハシグチです。よろしくお願いします。

今の質問に関連で、午前中の委員からも意見があったのですが、そもそも必要なのかとか合理化を進めるべきだとありました。今法律の改正も必要だと思いますけれ

ども、今後どういうふうな在り方が一番合理的なのかという、もし御意見がありましたらお願いします。

- 山中委員長 委員の中からも提案として出ておりましたけれども、できるだけ合理化をする。例えば検査官証、今非常に枚数が多ございます。それを例えば免許証サイズにして、どういう検査官であるのかというのを一目瞭然で分かるようにする。また、発行の手続を人事課で一元化するようなシステム上の工夫も必要になってくるかと思えます。

去年は同じようなトラブルが起きたのですけれども、携帯をしなかったというそういう者もおったかに思います。今年については発行しなかったというのがもう大半でございまして、これはもう本当にシステム上の問題と携帯をしやすいうような、そういう検査官証に改良していくと。恐らく法改正が必要ですので、しばらく時間はかかるかとは思いますが、それまではもう個人個人の責任において、違反のないように検査を続けていっていただくということしかないかなというふうに思っております。

事業者に対して厳しくお願いをしているところなので、我々が同じようなミスをするというのは、もう本当に許せないことですので、こういうことは二度と起きないようにしていきたいというふうに思っています。

- 黒川総務課長 1点補足をいたします。総務課長の黒川です。

先ほど法改正がという話がありましたけれども、検査官証の様式を定めているのは規則でありますので、規則改正がということ、趣旨でおっしゃったのだと思います。

- 記者 分かりました。ありがとうございました。

あと、その件で去年の10月ですかね、身分証の所在不明というか紛失があったと思うのですけれども、そのときに改善策として検査する際は身分証明書を持っているか確認することというのを一番上に書かれていたと思うのですけれども、結果的にそれが徹底されていなかったことについては、どうでしょうか。

- 山中委員長 本当に申し訳ないお話で、徹底されていなかったということでございます。今後、そのようなことがないように、個人個人、職員がそういうきちんと意識を持って徹底をさせていただきたいというふうに思っておりますし、事業者にそういうことを求めている以上、我々もそういうことをきちんと守っていく必要があるかと思えます。

- 記者 ありがとうございます。

あと、別件で今日の午前中の審査会合で最初の議題で、今、監視・評価検討会のもので1F(福島第一原子力発電所)技術会ですかね、立ち上げが決まったと思います。これ、設けることでどういうふうに今後審査というか、話が合理化するかということをお話いただければと思います。

- 山中委員長 恐らく、これから様々な放射性物質の廃棄物ですとかゴミですとか、そういうものの分別をしなければならない。あるいは、建屋を建てないといけない。そのときに、それぞれ耐震性の評価ですとか、あるいは地盤の強度の評価ですとか、そういうことを技術的に評価する場として、現在の検討会よりもより専門的な評価ができる審査

会合に近い形の会合を別途つくるのが妥当だろうということで、ああいう形の会合を併設してつくっていただくということを審議していただきました。

○記者 ちなみに併設ですけれども、規制庁側のマンパワーといいますか、人的に足りているかとか、そういった部分は体制というのは大丈夫なのでしょうか。

○山中委員長 恐らく審査会合のような形で併設いたしますので、これまでの検討会の中で様々な審査を同時に遂行していたかと思うのですけれども、それを切り出したということなので、むしろ審査としてはスムーズに行くのではないかなというふうに考えています。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

ヒロエさん、お願いします。

○記者 共同通信のヒロエといます。よろしくお願いします。

僕も長期運転の話でお伺いしたいのですけれども、長期運転の安全確認で事業者側の一番のハードル、立証が難しくなってくるのは何なのかなというのをちょっと考えて、その圧力容器の照射脆化というのがやはり一番ハードルが高い、立証のハードルが一番高いということになってくるのでしょうか。

○山中委員長 恐らく、物理的性質としては多分3つ。1つが圧力容器の中性子脆化の話、それからもう1つがケーブル、それから3つ目がコンクリート。その3つがかなり難しいハードルになるかなというふうに思っております。

中性子脆化については、その原子炉が動いている期間にしかデータは取れませんので、その原子炉の材料についてのデータを取るならば、その原子炉が動いていないとデータが取れないので難しい側面があるかと思えます。

ただ、ケーブルについても、やはり同じような環境がずっと続いている期間に、どういうふうに劣化をしていくのかというものの評価というのは、なかなかやはり難しいものがあるかと思えますし、コンクリートについても様々な劣化要因がございますので、なかなか難しいところはあろうかなと。

やはりそういうものを長期的にきちんと物理的な性質が担保できるかというところを確かめるというのは、材料学的に見ても難しいところかなというふうに思っています。恐らくそのほか細かく挙げれば非常にたくさんの項目が出てくるかと思うのですけれども。

○記者 原子炉の中に試験片というものが入っていると思いますけれども、あれではないと圧力容器劣化というのは立証できないのでしょうか。ほかにも、何か手だてというのはあるのでしょうか。

○山中委員長 基本的に日本の高経年化の評価というのは、その原子炉について評価をしていくというのが基本でありますので、その原子炉を作られた材料について試験をしていくという、つまり試験片でないとデータが取れないというのが基本的な考え方ですの

で、おっしゃるとおりかと思えます。

○記者 例えばアメリカで60年超の運転原発が今後あったとして、そういうデータを参考にすることをしたとしても、結局は、プラントごとの劣化というのは試験片をもとに個別で判断するしか方法はないという理解で。

○山中委員長 現時点で、やはり圧力容器の不純物ですとか熱履歴ですとか、そういうものが非常に感度の高い性質でありますので、個別の原子炉の個別の材料について判断していくというのが一番安全上好ましい。

ただ、非常に多くのデータが取られているような場合には、統計的な処理、あるいは新しいモデルが出てくれば、そういうモデルに基づいて評価をするということも可能になるかも分かりませんが、現時点では日本の考え方としては、その原子炉についてその原子炉の材料を検査して判定するというのが考え方でございます。

○記者 試験片の量なのですから、運転、当初は40年とかそういう想定で試験片も準備していたと思うのですけれども、その量は足りているのでしょうか。

○山中委員長 試験の方法は、これから様々な工夫をされていくと思います。例えば小さな試験片ですとか、あるいは試験片を再生するとか、そのような方法はそれぞれの発電所で様々な方法が今考えられていると思いますし、ただ、試験片がなくなれば試験データが取れないということがございますので、判定ができないという話になります。

○記者 判定できなくなったら、そのプラントは運転延長の立証が非常に事業者としては難しくなってくる。

○山中委員長 そのとおりだと思います。

○記者 分かりました。

あと、今後のスケジュール感について改めて教えていただきたいのですけれども、年末までって言われても、もう結構日程が押してきているなということも思ったりしますけれども、スケジュール感について教えていただけますか。

○山中委員長 一応先週の段階で、様々な対応について、法整備も含めて指示したところでございますので、時期的にどうかというのは申し上げることは現時点ではできません。ただ、それほど余裕のある時間帯ではないということでございます。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほかに御質問はございますでしょうか。

では、マサノさんが挙げられています、ほかに御質問されていない方、よろしいでしょうか。

では、最後、マサノさん、もう一度お願いします。

○記者 ありがとうございます。フリーのマサノです。

再び40年ルールのことなのですけれども、これは福島第一原発事故の翌年に改正して規定されたものです。その重みについてどうお考えか、またそれを推進側からのリクエ

ストで引っこ抜く、引っこ抜かれるということというのは、「規制の虜」の再来ではないかと思うのですが、この2点について見解をお願いします。

○山中委員長 繰り返しになりますけれども、2年前の委員会で運転期間についてはあくまでも政策的な御判断でお決めいただくことであるという、委員会の見解をまとめさせていただきました。なので、運転期間について、どうこう私自身あるいは委員会が何か申し上げる立場にないという見解です。

○記者 そう思いますが、ちょっとほかの角度から質問させていただきます。

原子力規制委員会の中では、1F事故の調査について続行されていると思います。この中では、経年化がどのように福島第一原発事故の過酷事故の進展に影響したかどうか、そういった調査は行っているのでしょうか。もし行っていないとすれば行うべきだし、行っているのであれば、その運転期間云々、規制をどう動かすかということは、その経年化が過酷事故の進展にどう影響したのかということ、結論が得られてからそれを踏まえてのことであるべきだと思うのですが、どうでしょうか。

○山中委員長 東京電力第一原子力発電所の事故と、当時の原子力発電所の経年化についての影響があったかどうかということについては、定かではありません。

○記者 定かかどうかではなく、調査をしているかどうか。

○山中委員長 少なくとも、現時点でのいわゆる原子力発電所、東京電力福島原子力発電所でのもろもろの材料の健全性については、様々な観点から調べているのは事実です。ただ、今のような環境になった材料劣化を調べているということで、原子力発電所の経年劣化と直接関係するかどうかというのは分かりません。

○記者 経年劣化、新品の原発が、今の同型でいいのですけれども、新品だったときに地震が起きたときと、経年劣化してから巨大な地震に襲われたときと、事故の進展には何か変化があったのではないかと思うのですが、その点について、委員長はどう思われるでしょうか。

○山中委員長 それは分かりません。

○記者 最後の質問にします。

先日、1Fの1号炉のペDESTALが支えの部分のコンクリートが溶け出していて、というようなことがありました。これを鑑みても、コンクリートと鉄筋、この構造についての関係性、これも関係してくるのではないかと思うのですけれども、今後の基準の規制基準について。それは、どのようにお考えでしょうか。すみません、全然別の質問で。

○山中委員長 事故後、鉄筋が残った状態でコンクリートが溶け出しているという、そういう非常にこれまで見つからないような現象が見つかったというのは事実でございます。私も非常に注目しているところで、事故の進展に対して今までの考え方と違うその何かモデルが必要なのではないかというそんな、今推測しているところです。当然、強度の話にも注目をしているところです。

○記者 最後に1個だけ。ごめんなさい。

念押しなのですが、先ほどの議題に戻るのですが、令和2年の見解について、資源エネルギー庁が出してきたパワーポイントの資料には、タイトルがないのですね。抜粋と書かれていて、先ほど申し上げたように、長期停止しているものに対してどうするかと、除外するのかわからないのかということが全く推測できない、タイトルなしの見解がパワーポイントには示されていまして、しかも内容が抜粋のみで、もともとは事業者側の長期停止しているものについては、運転期間から除外してほしいということで始まったということも書いていなければ、それに対して規制委員会がそれをリジェクトしたという見解も全くなくて、そして運転期間全般に対して立法政策によるものだと書いてあるのに、それが非常に分かりにくい、抜粋と言いながらちょっとゆがめた書き方になっているのですが、それについて後で御確認をきちんとしていただけますでしょうか。

最初に聞いたときに、何か委員長はどうもタイトルを含めて、この見解がいかなる性質のものだったのかということが、もしかしたら認識がちょっと欠けているのではないかというふうにちょっと疑念を持ちましたので、そこはちょっとリクエストをさせていただきます。よろしくをお願いします。

○山中委員長 令和2年の7月の規制委員会の見解は、あくまでも運転期間については政策で御判断いただくものであるというこの結論については、変わる部分ではないと思っておりますし……。

○記者 しかし、今日ありがたかったのは、委員長は、最初はその推進側が決める、推進政策、利用政策の中で決めるとおっしゃっていたのが、政策側でというふうに言い換えられたので、政策には推進と規制が両方あって、2つが表裏一体だと思うのですね。ですので、規制側の意向、方針で安全規制がゆがめられるべきではなく、独立して、規制委員会としては、福島第一原発事故以降のスタンスを守っていくべきだと思うのですが、すみません、ちょっとおっかぶさったような質問で恐縮ですが、よろしくをお願いします。

○山中委員長 また繰り返しになりますけれども、運転期間については、あくまでも、いわゆる政策上を決めていただくものであって、我々規制委員会が何か意見を申す立場にはないと。我々は、高経年化した原子炉のいわゆる安全規制について、きちんと実行していく役回りにあるというふうに考えています。運転期間について、何か我々が申す立場にはないと。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。